

# 手続きチェックシート

# 転居

～ 豊見城市内で引越しされた方へ～

まず初めにすることは、

## 転居届

豊見城市役所

〒901-0292

沖縄県豊見城市宜保1丁目1番地1

098-850-0024 (代表)

8:30～17:15

(土、日、祝日、年末年始は閉庁日となっているためお手続きできません)

市民課 (役所1階)

☎098-850-0103

※住み始めた日から**14日以内**に届出をしてください。

### 【届出に必要なもの】

- ・マイナンバーカード(お持ちの方のみ。提出がない場合、一定期間を過ぎると自動的に廃止になります)
- ・住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
- ・「在留カード」または「特別永住者証明書」(外国人の方)
- ・本人確認書類(窓口で手続きをされる方 ※以下を参考にしてください。)
- ・委任状(代理人が手続きするとき) ※代理人の本人確認書類も併せて確認します

届出が16時30分を過ぎた場合、転居に伴う他部署の手続きが当日中できかねる場合があります。時間に余裕を持って手続きをお願いします。

### 本人確認書類(手続きの際は本人確認をいたしますので、必ず提示してください)

〈1点で本人確認できるもの〉

例)・運転免許証 ・マイナンバーカード ・パスポート ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

〈2点以上で本人確認するもの〉

例)・健康保険証 ・年金手帳 ・介護保険証 ・顔写真付きの社員証、学生証など

### 委任状(代理人が手続きをするときは、必ず必要です)

代理人の方が手続きをするときは、委任状(委任者の手書き)が必要です。

①代理人として来られた方について本人確認をいたします(本人確認書類を提示してください)。

②手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。

関連する手続きが、下記・裏面にあります。ご確認ください。

(必要な書類がそろわない手続きは、後日あらためてご来庁いただく場合があります。)

下記にあてはまる方は世帯にいますか?		手続き	必要なもの	該当	受付場所	Check
住所・戸籍	印鑑登録をしている方	住所は自動的に変更されます。 ※手続きは必要ありません。			1F ① 市民課 850-0103	
	マイナンバーカード、住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方(※本人又は同一世帯員のみ手続き可能)	・マイナンバーカード、住民基本台帳カードの継続利用(住所変更) ・署名用電子証明書の発行 ※本人のみ。世帯員分は委任状要する。	・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード ・マイナンバーカード ・委任状(同一世帯員分も発行する場合)			
	申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	申請の時期により、カードが作成されない場合があるため、職員にお問い合わせください。				



下記にあてはまる方は世帯にいますか？		手続き	必要なもの	該当	受付場所	Check	
保険・年金	国民健康保険に加入している方	新しい国民健康保険証の交付	・旧住所の国民健康保険証		1F ② 国民健康保険課 【給付班】 850-0160  【徴収班・賦課班】 850-0142  【後期高齢者医療班】 850-0160		
	70歳から74歳までの方	新しい高齢受給者証の交付	・旧住所の高齢受給者証				
	各種認定証をお持ちの方	認定証の住所変更	・限度額適用認定証 ・限度額適用 ・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証など				
	税の納付について相談される方	納付相談	・認印				
	75歳以上の方または65歳以上（障害認定）で後期高齢者医療制度に加入している方	新しい後期高齢者医療保険証の交付（後日郵送）	・旧住所の後期高齢者医療保険証				
	各種認定証をお持ちの方	新しい認定証の住所変更（後日郵送）	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証など				
年金を受給中の方	年金の住所変更	・年金証書 ・転居した方の認印			1F ① 市民課【年金班】 850-0139		
高齢	介護保険証をお持ちの方（65歳以上または要介護認定を受けている方）	介護保険証の住所変更	・介護保険者証		2F ⑨ 障がい長寿課 【障がい給付班】 850-5320  【介護長寿班】 856-4292		
障がい	障害者手帳をお持ちの方	各種手帳の住所変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳など				
	重度心身障害者の医療費助成を受けていた方	重度心身障害者医療費助成の相談・申請	・重度心身障害者医療費受給者証				
	「特別障害者手当」又は「障害児福祉手当」を受給されている方	住所変更届	・マイナンバー				
いっしょ	豊見城市立の小中学校に通学している方で、通学区域が変わる方	◎転入(出)学通知書の発行 ・転居後も、現在通っている学校に通学を希望する場合は、別途申請が必要です。			4F 学校教育課 850-0035		
	児童手当を受給している方（0歳～中学生のお子さんがいる方）	※手続きは必要ありません			2F ⑦ こども心援課 850-6775		
	児童手当を受給していて、児童と異なる住所に住む方	別居監護の申立					
	こども医療費受給者証をお持ちの方	こども医療費受給者証の住所変更	・こども医療費受給者証				
	ひとり親家庭等に該当する方 ※世帯構成に変更がある方は、別に手続きが必要になる場合があります。	児童扶養手当の住所変更	・アパートの契約書 ・児童扶養手当証書				
		母子父子医療費の住所変更	・アパートの契約書 ・母子父子医療費受給者証				
	特別児童扶養手当を受給していた方	特別児童扶養手当の住所変更					
	保育園、こども園に入園しているお子さんがいる方	同居人の確認				2F ⑧ 保育こども園課 850-5088	
保育園、こども園に入園を希望する方	入園（利用）申込み	・就労証明書等(様式あり)					
料金・税	上下水道の使用をやめる及び転居先で上下水道を使用する方	閉栓手続き及び開栓届			3F上下水道部総務課 850-0026		
	税の納付について相談される方	納付相談			1F ④納税課 850-0242		
その他	粗大ごみの処分が必要な方	※事前に電話予約が必要 沖縄道路メンテナンス Tel850-1010			【受付時間】 8:30～17:15 (土日祝日休み)		

※豊見城市の行政情報をまとめた、広報紙「広報とみぐすく」を毎月1日に発行し、各世帯へ配布しています。  
転居や新築などで広報紙が届かない場合は、秘書広報課（☎850-0023）までご連絡ください。